

6 プラスチック・ゴム製品、皮革製品、窯業・土石製品

列コード	行コード	部門名称
2211-01	2211-011	プラスチック製品
	2211-012	プラスチックフィルム・シート
	2211-013	プラスチック板・管・棒
	2211-014	プラスチック発泡製品
	2211-015	工業用プラスチック製品
	2211-016	強化プラスチック製品
	2211-017	プラスチック製容器
	2211-018	プラスチック製日用雑貨・食卓用品
	2211-019	その他のプラスチック製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類22「プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の生産活動を範囲とする。なお、他部門で発生するプラスチック屑の一部は、「2211-019 その他のプラスチック製品」を競合部門とする。

(品目例示) プラスチックフィルム・シート：プラスチックフィルム、プラスチックシート、プラスチック床材、合成皮革、プラスチックフィルム・シート・床材加工品、合成皮革加工品
プラスチック板・管・棒：プラスチック製平板・波板・積層品・化粧板・棒、プラスチック硬質管、プラスチックホース、プラスチック継手、雨どい、その他のプラスチック異形押出製品、プラスチック板・管・棒・継手・異形押出製品の加工品
プラスチック発泡製品：ポリウレタンフォーム、ポリエチレンフォーム、塩化ビニルフォーム、ポリスチレンフォーム、ポリスチレンペーパー、板状発泡製品

工業用プラスチック製品：輸送機械用プラスチック製品（バンパー、ダッシュボード、ホイールキャップ等）、電気機械器具用プラスチック製品（TVキャビネット、掃除機ボディ、冷蔵庫内装品等）、その他の工業用プラスチック製品、工業用プラスチック製品の加工品

強化プラスチック製品：強化プラスチック製板・棒・管・継手、強化プラスチック製容器・浴槽・浄化槽、強化プラスチック製保安帽・がい子・橋脚・コンテナ等、発泡・強化プラスチック製品の加工品

プラスチック製容器：プラスチック製灯油缶、工業用薬品缶、洗剤・シャンプー用容器、ビールコンテナ、農林水産用コンテナ、ごみ箱

プラスチック製日用雑貨・食卓用品：プラスチック製のまな板、ボール、食器、盆等の台所・食卓用品、雑貨、浴室用品

その他のプラスチック製品：プラスチック成形材料、廃プラスチック製品（くい、棚、漁礁等）、結束テープ、プラスチック製の絶縁テープ、時計ガラス、止水板、人工芝、プラスチック製品の加工品（他に分類されないもの）

(対応するISIC)

2520 プラスチック製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2311-01	2311-011	タイヤ・チューブ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類231「タイヤ・チューブ製造業」及び細分類2394「更生タイヤ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 自動車用タイヤ・チューブ、航空機用タイヤ・チューブ、自転車用タイヤ・チューブ、運搬車用タイヤ・チューブ、ソリッドタイヤ、更生タイヤ

(対応するISIC)

2511 ゴムタイヤ及びチューブ製造業並びにゴムタイヤ再生業

列コード	行コード	部門名称
2319-01	2319-011	ゴム製履物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2321「ゴム製履物・同附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 地下足袋、ゴム底布靴、総ゴム靴、ゴム草履・スリッパ（スポンジ製のものを含む）、ゴム製の履物用品（ゴム底、ゴムかかと、草履底、甲など）

(対応するISIC)

1920 履物製造業

列コード	行コード	部門名称
2319-02	2319-021	プラスチック製履物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2322「プラスチック製履物・同附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) プラスチック製靴（合成皮革製靴、プラスチック成形靴など）、プラスチック製サンダル・スリッパ・草履、プラスチック製運動靴、プラスチック製の履物付属品

(対応するISIC)

1920 履物製造業

列コード	行コード	部門名称
2319-09	2319-099	その他のゴム製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類233「ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業」、細分類2391「ゴム引布・同製品製造業」、2392「医療・衛生用ゴム製品製造業」、2393「ゴ

ム練生地製造業」、2395「再生ゴム製造業」及び2399「他に分類されないゴム製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) コンベアゴムベルト、平ベルト、Vベルト(ファンベルトを含む)、ゴムホース、工業用ゴム製品(防振ゴム、ゴム製パッキン等)、ゴム引布、ゴム引布製品(エアーマットレス等)、医療・衛生用ゴム製品(乳首、水まくら、氷のう、手術用手袋、避妊用具等)、ゴム練生地、再生ゴム、その他のゴム製品(フォーラムラバー、ゴム手袋(医療用を除く)、消しゴム、ゴムバンド)

(対応するISIC)

2519 その他のゴム製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2411-01	2411-011	革製履物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類243「革製履物用材料・同附属品製造業」及び244「革製履物製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 紳士用革靴(23cm以上)、婦人用・子供用革靴、運動用革靴(登山靴、スケート靴、ゴルフ靴等)、作業用革靴(保安靴、帶電靴等)、革製草履・スリッパ・サンダル、革製の履物用材料・同付属品(甲、靴底、かかと)

(対応するISIC)

1920 履物製造業

列コード	行コード	部門名称
2412-01	2412-011	製革・毛皮

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類241「なめし革製造業」及び248「毛皮製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 成牛甲革、中小牛甲革、牛底革、牛ぬめ革、その他の牛革、馬革、豚革、山羊・めん羊革、その他のなめし革(わに革、とかげ革、へび革等)、毛皮(調整済で完成品でないもの)

(注意点) 毛皮製衣服、なめし革製衣服及び毛皮製身の回り品(コート、えり巻、毛皮装飾品等)は、「1522-09,-099 その他の衣服・身の回り品」に含まれる。

(対応するISIC)

1820 毛皮仕上げ及び染色業並びに毛皮製衣服製造業

1911 皮なめし及び仕上げ業

列コード	行コード	部門名称
2412-02	2412-021	かばん・袋物・その他の革製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類242「工業用革製品製造業(手袋を除く)」、245「革製手袋

製造業」、246「かばん製造業」、247「袋物製造業」及び249「その他のなめし革製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 工業用革製品(工業用革ベルト、革製パッキン、ガスケット)、革製手袋(合成皮革製を含む)(衣服用、作業用、スポーツ用)、かばん(材料のいかんを問わない)(なめし革製旅行かばん、なめし革製書類入れかばん・学生かばん・ランドセル、プラスチック製かばん、合成皮革製ケース等)、袋物(札入れ、財布、ショッピングバッグ等)、ハンドバッグ(材料のいかんを問わない)、その他の革製品(服装用革ベルト、馬具、むち、腕時計用革バンド等)

(注意点)

革製の運動用具(グローブ等)は、「3911-02,-021 運動用品」に、なめし革衣服は、「1522-01,-011 その他の衣服・身の回り品」にそれぞれ含まれる。

(対応するISIC)

1912 手荷物かばん、ハンドバッグ及び馬具類製造業

列コード	行コード	部門名称
2511-01	2511-011	板ガラス・安全ガラス
	2511-012	板ガラス
		安全ガラス・複層ガラス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2511「板ガラス製造業」、2512「板ガラス加工業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通板ガラス、変り板ガラス、みがき板ガラス、合わせガラス、強化ガラス、複層ガラス、すりガラス、曲げガラス、鏡

(対応するISIC)

2610 ガラス及びガラス製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2512-01	2512-011	ガラス繊維・同製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2517「ガラス繊維・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ガラス短纖維フェルト、ガラス短纖維ボード、ガラス短纖維筒、ガラス長纖維ロービング、ガラス長纖維チョップドストランド、ガラス長纖維糸、ガラス長纖維布、ガラス長纖維マット、光ファイバ(素線)

(対応するISIC)

2610 ガラス及びガラス製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2519-09	2519-091	その他のガラス製品 ガラス製加工素材
	2519-099	その他のガラス製品(除別掲)

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2513「ガラス製加工素材製造業」, 2514「ガラス容器製造業」, 2515「理化学用・医療用ガラス器具製造業」, 2516「卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業」及び2519「その他のガラス・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。なお、他部門で発生する屑・副産物(ガラスびん)は本部門を競合部門とする。

(品目例示) ガラス製加工素材: 光学ガラス素地(眼鏡用を含む), 電球類用ガラスバルブ, 電子管用ガラスバルブ, ガラス管・棒・球(電気用を除く)

その他のガラス製品(除別掲): ガラス容器(飲料用容器, 食料用・調味料用容器, 化粧品瓶, インキ瓶等), 理化学用・医療用ガラス器具(フラスコ, ピーカー, 試験管, アンプル, 薬瓶等), 卓上用ガラス器具, ガラス製台所用品・食卓用品, その他のガラス製品(魔法瓶用ガラス製中瓶, 照明・信号用ガラス製品, ガラスブロック, ガラスタイル等)

(対応するISIC)

2610 ガラス及びガラス製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2523-01	2523-011	セメント製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2523「コンクリート製品製造業」及び2529「その他のセメント製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) コンクリート系パネル, 遠心力鉄筋コンクリート管・柱・くい, 普通コンクリート管, 空洞コンクリートブロック, 土木用コンクリートブロック, 道路用コンクリート製品, プレストレストコンクリート製品, テラゾー製品, 石綿セメント板, 波形石綿スレート, その他のセメント製品(セメント瓦, 厚形スレート, 木材セメント製品, 気泡コンクリート製品等)

(対応するISIC)

2695 コンクリート製品, セメント製品及び石膏製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2531-01	2531-011	陶磁器
	2531-012	建設用陶磁器
	2531-013	工業用陶磁器
		日用陶磁器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類254「陶磁器・同関連製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 建設用陶磁器: 衛生陶器(浴槽, 洗面手洗器, 便器等), タイル(モザイクタイル, 内装タイル)

工業用陶磁器: 電気用陶磁器(がい子, がい管, 電気用特殊陶磁器, ファインセラミックス製IC基板・パッケージ(焼結し放しのもの等), 理化学・工業用陶磁器, 理化学・工業用ファインセラミックス(焼結し放しのもの)

日用陶磁器: 陶磁器製和・洋飲食器, 陶磁器製台所・調理用品, 陶磁器製置物, 陶磁器絵付品, 陶磁器用はい土

(対応するISIC)

2691 非建設用非耐火性窯業製品製造業
 2693 建設用非耐火性粘土・セラミック製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2521-01	2521-011	セメント

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2521「セメント製造業」の生産活動を範囲とする。なお、セメントクリンカは半製品扱いとする。

(品目例示) ポルトランドセメント, フライアッシュセメント, 高炉セメント, 白色ポルトランドセメント

(対応するISIC)

2694 セメント, 石灰及び石膏製造業

列コード	行コード	部門名称
2522-01	2522-011	生コンクリート

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2522「生コンクリート製造業」の生産活動を範囲とする。

(対応するISIC)

2695 コンクリート製品, セメント製品及び石膏製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2599-01	2599-011	耐火物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類255「耐火物製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 耐火れんが, 不定形耐火物(耐火モルタル, キャスター・ブル耐火物等), 人造耐火材(マグネシア・クリンカー, 合成ムライト等), その他の耐火物(粘土質のつばを含む)

(対応するISIC)

2692 耐火性窯業製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2599-02	2599-021	その他の建設用土石製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類253「建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）」及び細分類2596「石こう（膏）製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 石膏ボード、化粧石膏ボード、ラスボーダー、シージング石膏ボード、強化石膏ボード、石膏プラスター、焼石こう、粘土瓦（いぶしかわら、うわ葉かわら、塩焼かわら）、普通れんが、陶管

(対応するISIC)

2694 セメント、石灰及び石膏製造業
2695 コンクリート製品、セメント製品及び石膏製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2599-03	2599-031	炭素・黒鉛製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類256「炭素・黒鉛製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 電極（人造黒鉛電極、電解板、炭素電極、連続自焼式電極ペースト）、炭素棒（ガウジング用、電池用等）、ブラシ（人造黒鉛質、金属黒鉛質等）、炭素繊維、黒鉛るつぼ、特殊炭素製品

(対応するISIC)

2699 他に分類されないその他の非金属鉱物製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2599-04	2599-041	研磨材

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類257「研磨材・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 天然研磨材、人造研磨材、研削砥石、研磨布紙

(対応するISIC)

2699 他に分類されないその他の非金属鉱物製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2599-09	2599-099	その他の窯業・土石製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2582「人工骨材製造業」、2583「石工品製造業」、2584「けい

そう土・同製品製造業」、2585「鉱物・土石粉碎等処理業」、2591「ほうろう鉄器製造業」、2592「七宝製品製造業」、2593「人造宝石製造業」、2594「ロックウール・同製品製造業」、2595「石綿製品製造業」、2597「石灰製造業」、2598「鋳型製造業（中子を含む）」及び2599「他に分類されない窯業・土石製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示)

ジョイント・シート、ブレーキライニング、ほうろう鉄器（台所・食卓用ほうろう鉄器、ほうろう製衛生用品等・食卓用ほうろう鉄器、ほうろう製衛生用品等）、石灰（生石灰、消石灰、軽質炭酸カルシウム等）、その他の土石製品（人工骨材、石工品、けいそう土・同製品、鉱物・土石粉碎・その他の処理品）、七宝製品、人造宝石、ロックウール・同製品、鋳型、その他の窯業・土石製品（うわ葉、雲母板等）

(注意点)

平成7年表において、平成2年の行部門「2599-091 石綿製品」を「2599-099 その他の窯業・土石製品（除別掲）」に統合し、部門名から（除別掲）を削除。

(対応するISIC)

2696 石材切り出し、型削・磨き業
2699 他に分類されないその他の非金属鉱物製品製造業